

2022年1月19日  
第四北越証券株式会社  
バークレイズ証券株式会社

## バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）が発行する グリーンボンドの販売を通じた社会的責任投資への取り組みについて

第四北越証券株式会社（取締役社長：小原 清文）は、バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）が国内の投資家様を対象に発行するグリーンボンドの販売を行いますので、その概要についてお知らせいたします。

今回バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行するグリーンボンドは、期間5年の米ドル建社債、売出期間は2022年2月10日より2月17日までとなります。（お申込予約期間は2022年1月19日より2月7日までを予定しております。）

バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行するグリーンボンドは、バークレイズのグリーン発行枠組みに基づいて発行される社債です。グリーン発行枠組みは、投資家様がグリーンコンセプトに基づいた投資を行うことを可能とするものです。本枠組みを通じて、地球環境の持続可能性に対して投資家様とともに貢献していくことを目指します。本社債は、バークレイズ・バンク・ピーエルシーが日本国内の投資家様を対象に発行する初のグリーンボンドとなります。

第四北越証券株式会社は、本グリーンボンドの販売により、投資を通じて地球環境における課題解決に貢献したいという投資家の皆様の願いとバークレイズ・バンク・ピーエルシーの資金調達ニーズの橋渡し役を担い、地球環境に配慮したサステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

本社債の概要は以下の通りです。

発行体	バークレイズ・バンク・ピーエルシー（Barclays Bank PLC）
発行体格付	A1（Moody's <sup>※</sup> ） / A（S&P <sup>※</sup> ）（2022年1月19日時点） <small>※Moody'sおよびS&amp;Pは、2022年1月19日現在、金融商品取引法に基づく信用格付け業者登録を行っておらず、格付けは登録を受けていないものが付与した格付け（無登録格付け）です。</small>
通貨	米ドル
発行日	2022年2月17日
満期償還日	2027年2月18日
	*2023年2月18日以降、発行体の任意で期限前償還する可能性があります。

### バークレイズについて

バークレイズは、英国を本拠とするユニバーサル・バンク（総合的な金融機関）です。多様なビジネスとさまざまな種類の顧客を持ち、世界各地でビジネスを展開しています。世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する世界有数の金融機関です。これらバークレイズのビジネスはすべて、テクノロジー、オペレーション、事務管理などのサービスをグループ全体に提供するサービスカンパニーによって支えられています。より詳細な情報はグループのウェブサイト [home.barclays](https://www.home.barclays) をご覧ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

【商品に関するお問い合わせ】

第四北越証券 営業企画部 永原 電話:0258-35-2215

【バークレイズ・バンク・ピーエルシーに関するお問い合わせ】

バークレイズ証券 広報部 中田 電話:03-4530-5623



# グリーン・ボンド

## バークレイズ・バンク・ピーエルシー グリーンボンドについて

バークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行するグリーンボンドは、バークレイズのグリーン発行枠組みに基づいて発行される債券です。グリーン発行枠組みは、投資家様がグリーンのコセプトに基づいた投資を行うことを可能とするものです。本枠組みを通じて、地球環境の持続可能性に対して投資家様とともに貢献していくことを目指します。



## バークレイズ グリーン発行枠組みにおける資金使途

投資家様よりバークレイズのグリーン発行枠組みにご提供いただいた資金は、枠組み内で定められたグリーンプロジェクトに割り当てられるように管理されます。また、それらのプロジェクトは、国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」にも準拠しています。カーボン・トラスト・アシュアランス・リミテッド(資格を有し承認を受けた、気候ボンドイニシアチブ検証者です)がセカンド・パーティー・オピニオンを提供し、その中で、バークレイズのグリーン発行枠組みが、2021 ICMAグリーンボンド原則のうち主要な原則及び重要な推奨事項に準拠しているとの考えを示しています。

## プロジェクト例

投資家様よりバークレイズのグリーン発行枠組みにご提供いただいた資金は、以下のようなプロジェクトに向けて利用されます。(以下はあくまで例であり、用途はこれらに限られません。)

### ■ 持続可能な水産業に向けた取組み

グリーン発行枠組みの資金を用いて、海洋を保護し、持続可能な水産業を営むための活動支援が行われます。具体的には、廃棄物や汚水の放流、過度な医薬品や農薬の使用など、重要な生物の生息地や生態系(マングローブ、湿地、野生種、固有種など)に影響を与える活動を伴わない養殖業や、絶滅危惧種の魚を乱獲することのない漁業など、持続可能な産業活動が対象となります。養殖業については水産養殖管理協議会(ASC)の、漁業については、海洋管理協議会(MSC)の認証を得た活動、あるいはその他同等の認証を得た活動に優先的に取組みます。



### ■ 持続可能な林業に向けた取組み

グリーン発行枠組みの資金を用いて、森林を保護し、持続可能な林業を営むための活動支援が行われます。具体的には、非森林地帯での植林(プランテーション)や、以前に森林地帯であった土地での再植林をはじめ、林業の影響を緩和する森林管理活動(土壌炭素貯蔵量の増加管理など)などの森林保全活動も対象となります。森林管理協議会(FSC)および森林認証枠組み(PEFC)の認証を得た活動または製品が対象となります。

